

●**香川県広域水道企業団告示第3号**

令和6年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次のとおり令和6年2月9日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

令和6年2月13日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	491,336戸
(2)	年間総給水量	119,625,783 m ³
(3)	1日平均給水量	327,742 m ³
(4)	主な建設改良事業	
	広域水道設備費	2,410,875千円
	経年施設更新整備事業費	8,611,727千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		22,945,362千円
第1項 営業収益		20,791,475千円
第2項 営業外収益		2,153,870千円
第3項 特別利益		17千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,908,172千円
第1項 営業費用		21,622,302千円

第2項 営業外費用	1,108,807千円
第3項 特別損失	127,063千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,606,690千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		8,099,385千円
第1項 企業債		5,858,000千円
第2項 出資金		594,221千円
第3項 補助金		1,008,043千円
第4項 負担金		393,833千円
第5項 加入金		2,288千円
第6項 有価証券売却代金		200,000千円
第7項 長期借入金		43,000千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		16,706,075千円
第1項 建設改良費		13,103,823千円
第2項 企業債償還金		3,409,818千円
第3項 他団体借入金償還金		4,897千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		147,527千円
第6項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御 厩 配 水 池 増 設 工 事	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 1,380,000
綾 川 浄 水 場 排 水 処 理 事 機 械 設 備 工 事	令 和 7 年 度	253,000
綾 川 浄 水 場 排 水 処 理 事 電 気 設 備 工 事	令 和 7 年 度	169,000
中 部 浄 水 場 受 変 電 設 備 事 更 新 工	令 和 7 年 度	250,000
浄 水 場 電 気 ・ 機 械 事 設 備 維 持 修 繕 工 事 (綾 川 ・ 東 部 ・ 中 部 ・ 西 部 浄 水 場)	令 和 7 年 度	22,800
浄 水 系 上 工 水 管 路 事 維 持 修 繕 工 事 (綾 川 ・ 東 部 ・ 中 部 ・ 西 部 浄 水 場)	令 和 7 年 度	50,000
綾 川 浄 水 系 上 水 管 路 事 維 持 修 繕 工	令 和 7 年 度	500
広 域 送 水 管 理 セ ン タ ー 公 用 車 リ ー ス 3 台	令 和 7 年 度 ～ 令 和 12 年 度	12,000
水 道 事 業 ビ ジ ョ ン ・ 水 経 営 戦 略 策 定 業 務 委 託	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	45,000
御 殿 配 水 池 送 水 事 施 設 築 造 工	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	700,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	5,858,000千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,300,924千円

(2) 交際費 171千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、119,570千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、172,980千円と定める。

令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水事業所数	42事業所
(2)	年間総給水量	20,203,000 m ³
(3)	1日平均給水量	55,351 m ³
(4)	主な建設改良事業	327,788千円

経年施設更新整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		802,034千円
第1項 営業収益		755,603千円
第2項 営業外収益		46,431千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		740,564千円
第1項 営業費用		692,393千円
第2項 営業外費用		43,171千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,521千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		23,400千円
第1項 補助金		23,400千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		528,921千円
第1項 建設改良費		420,711千円
第2項 企業債償還金		56,500千円
第3項 他団体借入金償還金		50,000千円
第4項 補助金返還金		710千円
第5項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和7年度	4,000
浄水系上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和7年度	12,000
綾川浄水場排水処理機械設備工事	令和7年度	183,000

綾川浄水場排水処理電気設備工事	令和7年度	121,000
中部浄水場受変電設備更新工事	令和7年度	40,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

122,258千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。